

1割負担の方が1ヶ月（30日）利用した場合の食費＋居住費

負担段階	要介護度	施設サービス	食費	居住費	負担合計
第1段階	3	24,840	9,000	26,400	54,960
	4	27,030	9,000	26,400	57,000
	5	29,130	9,000	26,400	59,010
第2段階	3	24,840	11,700	26,400	57,660
	4	27,030	11,700	26,400	59,700
	5	29,130	11,700	26,400	61,710
第3段階①	3	24,840	19,500	41,100	80,160
	4	27,030	19,500	41,100	82,200
	5	29,130	19,500	41,100	84,210
第3段階②	3	24,840	40,800	41,100	101,460
	4	27,030	40,800	41,100	103,500
	5	29,130	40,800	41,100	105,510
第4段階	3	24,840	43,350	60,980	124,890
	4	27,030	43,350	60,980	126,930
	5	29,130	43,350	60,980	128,940

〈主な加算〉 上記の利用料金に、下記の各種加算を加えた金額をお支払いしていただきます。

- (a) 日常生活継続加算（Ⅱ）…重度の入所者様や、認知症の入居者様が多くを占める施設において、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することにより、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続で来るよう支援します。（1日につき46円）
- (b) 夜勤職員配置加算（Ⅳ）…夜間におけるサービスの質を確保する為、基準を上回る夜勤職員の配置をした場合の加算料金です。
（1日につき61円）
- (c) 看護体制加算（Ⅰ）…常勤の看護師を1名以上配置した場合の加算料金です。（1日につき12円）
- (d) 看護体制加算（Ⅱ）…入居者様に対し看護師を一定以上配置し、24時間の連絡体制を確保した場合の加算です。
（1日につき23円）
- (e) 個別機能訓練加算……入居者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能回復又は低下を防止するため個別機能訓練計画を多職種協同により作成し、計画に従い機能訓練を実施するための加算料金です。（1日につき12円）
- (f) 個別機能訓練加算（Ⅱ）…上記の個別機能訓練加算を構成労働省と情報共有し計画に活用するための加算です。（1月につき20円）
- (g) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）…自立支援・重度化防止に資する介護を行うため外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練を行うための加算料金です。（1月につき100円）
- (h) 科学的介護推進体制加算Ⅱ……厚生労働省と情報共有し計画に活用するための加算です。（1月につき50円）
- (i) 自立支援促進加算……自立支援・重度化防止のために医学的評価を基にケアの計画・実施を行うための加算です。
（1月につき280円）
- (j) 協力医療機関連携加算（Ⅱ）……入所者の急変時に備えた関係者間の連携を強化するため、病歴の情報共有や急変時等における対応の確認の行う会議を定期的開催するためのものです。（1月に50円）
- (k) 介護職員等処遇改善加算……施設サービス＋各種加算の合計に対して、1000分の140の割合をかけた金額が加算されます。
- (l) 安全対策体制加算……事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全の対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えるための加算です。（入所当日のみ20円）
- (m) 生産性向上加算（Ⅱ）……介護サービスの質を維持・向上させながら業務の効率化を図る取り組みを評価する加算体制です。（1日10円）

〈その他の加算〉 初期加算 療養食加算 入院時又は外泊加算 看取り看護加算 等が加算される場合があります。